

岐阜県宅地造成等規制法施行細則
(昭和四十一年岐阜県規則第百五号)

改正	昭和 42 年 3 月 31 日	岐阜県規則第 19 号
	同 62 年 3 月 24 日	同 第 17 号
	同 63 年 4 月 1 日	同 第 22 号
	平成元年 11 月 24 日	同 第 77 号
	同 6 年 3 月 31 日	同 第 24 号
	同 11 年 4 月 30 日	同 第 87 号
	同 12 年 3 月 24 日	同 第 99 号
	同 17 年 4 月 1 日	同 第 78 号の 4
	同 18 年 9 月 30 日	同 第 183 号

(総則)

第 1 条 この規則は、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）、宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号。以下「政令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(不許可の通知)

第 3 条 法第 10 条第 2 項（法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の不許可処分の通知は、宅地造成に関する工事の不許可通知書（別記第一号様式）によつて行うものとする。

(協議等)

第 4 条 法第 11 条の規定により国又は都道府県が宅地造成に関する工事について知事に協議する場合は、宅地造成に関する工事の協議書（別記第二号様式）に省令第四条に規定する図面のほか知事が必要と認める図書を添付して行うものとする。

2 法第 12 条第 3 項において準用する法第 11 条の規定により国又は都道府県が宅地造成に関する工事について知事に変更協議する場合は、宅地造成に関する工事の変更協議書（別記第三号様式）に省令第 25 条に規定する図面のほか知事が必要と認める図書を添付して行うものとする。

3 前 2 項の協議が成立したときの通知は、当該各項の協議書の副本の協議成立通知欄に所要事項を記載することによつて行うものとする。

4 国又は都道府県は、法第 12 条第 1 項ただし書の軽微な変更をしたときは、宅地造成に関する工事の変更届（別記第四号様式）により知事に届け出るものとする。

5 国又は都道府県は、法第 11 条（法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による協議が成立した工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開しようとするときは、宅地造成工事変更届（別記第五号様式）により知事に届け出るものとする。

(工事の変更の許可申請等)

第 5 条 法第 2 条第 5 号に規定する造成主（以下単に「造成主」という。）は、法第 12 条第 1 項の規定による許可を受けようとするときは、宅地造成に関する工事の変更許可申請書（別記第六号様式）に省令第 25 条に規定する図面のほか知事が必要と認める図書を添付して提出しなければならない。

2 前項の許可をしたときの通知は、前項の変更許可申請書の副本の変更許可通知欄に所要事項を記載することによつて行うものとする。

(工事の変更等の届出)

第 5 条の 2 造成主は、法第 12 条第 1 項ただし書の軽微な変更をしたときは、宅地造成に関する工事の変更届（別記第七号様式）により知事に届け出なければならない。

2 造成主は、法第 8 条第 1 項本文又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けた工事（以下「許可工事」という。）を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開しようとするときは、宅地造成工事変更届（別記第八号様式）により知事に届け出なければならない。

(届出工事の添付書類)

第 6 条 法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出書には、省令第 4 条第一項の表に掲げる位置図を添付しなければならない。

(届出工事の変更等の届)

第 7 条 法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出書の記載事項を変更しようとする

ときは、宅地造成工事変更届（別記第八号様式）により知事に届け出なければならない。

- 2 法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、その工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開しようとするときは宅地造成工事変更届により、その工事を完了したときは宅地造成工事完了届（別記第八号様式）により知事に届け出なければならない。

第 8 条 知事は、造成主に対し、許可工事に高さ 3 メートルをこえる擁壁が含まれる場合は、写真その他の資料により、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる時期の後遅滞なく知事に報告するよう指導するものとする。

報 告 す る 事 項	報 告 す る 時 期
一 鉄筋コンクリート造 1 基礎杭の耐力 2 基礎の配筋 3 壁体の配筋 4 水抜穴周辺の透水層	基礎杭を打ち終わつたとき。 基礎の配筋を完了したとき。 壁体の配筋を完了したとき。 水抜穴周辺の透水層工事を完了したとき。
二 練積み造 1 下端部分の厚さ及び組積材の控え長さ 2 水抜穴周辺の透水層	下端部分の工事を完了したとき。 水抜穴周辺の透水層工事を完了したとき。
三 知事が必要と認めたもの	あらかじめ指示したとき。

（技術的基準の特例）

第 9 条 知事は、政令第 15 条第 1 項の規定により、災害の防止上支障がないと認められる土地において、政令第 6 条の規定による擁壁の設置に代えて、次に掲げる工法のうち、適当な工法を指定することができる。

- 一 石積み工
- 二 編棚工
- 三 筋工
- 四 積苗工
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める工法

（工事の一部完了検査）

第 10 条 造成主は、許可工事の一部を完了し、その検査を受けようとするときは、工事の一部完了検査申請書（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書を受け付けたときは、当該部分について検査を行い、法第九条第一項の規定に適合すると認めたときは、工事の一部検査済証（別記第十号様式）を交付するものとする。
- 3 前 2 項の規定は、法第 11 条の規定（法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）により国又は都道府県と知事との協議が成立した工事について準用する。

（許可証の掲示）

第 11 条 知事は、造成主に対し、当該工事の期間中、当該工事の現場の見やすい場所に、宅地造成許可証（別記第十一号様式）を掲示するよう指導するものとする。

- 2 前項の規定は、法第 11 条の規定により国又は都道府県と知事との協議が成立した工事並びに法第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定により届出をした工事について準用する。

第 12 条 削除

（身分証明書の様式）

第 13 条 法第 6 条第 1 項及び第 2 項（法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する身分証明書は、別記第十二号様式による。

（宅地造成行為に関する証明書の交付申請）

第 13 条の 2 省令第 30 条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、適合証明書交付申請書（別記第十三号様式）に次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 現況図
- 三 その他知事が必要と認める図書

（書類の提出部数及び経由）

第 14 条 法又はこの規則の規定により知事に提出する書類（前条に規定する適合証明書交付申請書及び図書を除く。）の部数は、正本 1 部及び副本 2 部とする。

2 前項に規定する書類は、当該宅地が所在する市町村の長を経由して提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 42 年 3 月 31 日岐阜県規則第 19 号）

1 この規則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 62 年 3 月 24 日岐阜県規則第 59 号）

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 18 年 9 月 29 日岐阜県規則第 183 号）

この規則は、平成 18 年 9 月 30 日から施行する。